

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

<口数指定でご購入する場合（例）>

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

<金額指定でご購入する場合（例）>

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

(平成 29 年 2 月)

KTM_TOUSHIN_1.2

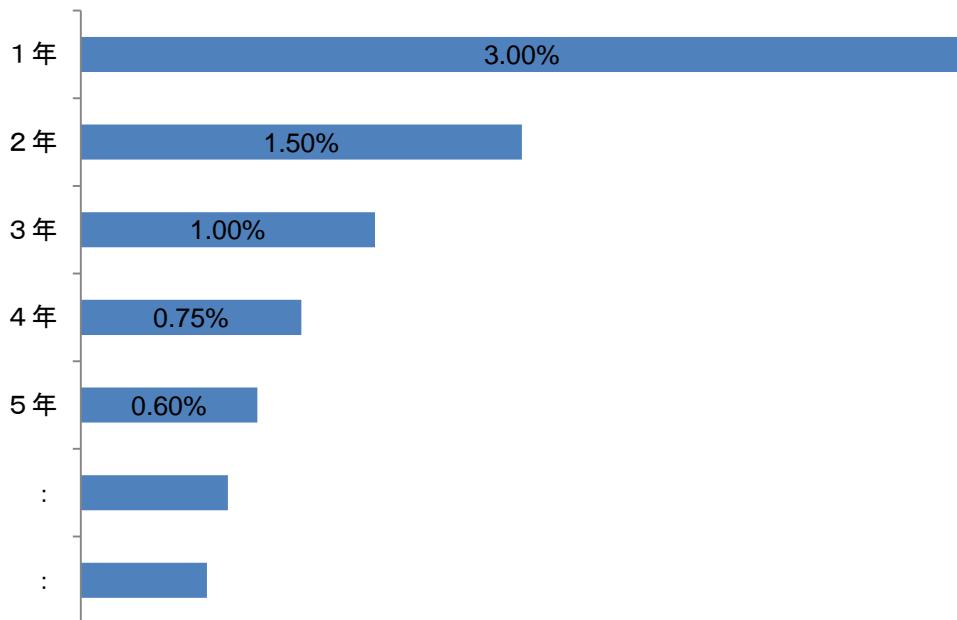
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

- 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

中国プラスA株ファンド

追加型投信／海外／株式

ジャー・ヨウ

愛称: 加油



投資信託説明書(交付目論見書)

2017.3.17

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	アジア 日本	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「中国プラスA株ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年9月20日に関東財務局長に提出しており、2016年9月21日にその効力が生じております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、下記委託会社のホームページに掲載しています。
また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において、信託法に基づき分別管理されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の「照会先」までお問い合わせください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]



**BNP PARIBAS
INVESTMENT PARTNERS**

BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社

照会先 電話番号 0120-996-222

(受付時間:毎営業日 午前10時~午後5時)

ホームページ <http://www.bnpparibas-ip.jp/>

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第378号

設立年月日:1998年11月9日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:3,485億円
(資本金、運用純資産総額は2016年12月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



ファンドの目的・特色



ファンドの目的

当ファンドは、主に中国A株市場及びB株市場・H株市場・レッドチップ株市場の上場銘柄を投資対象とする外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China(以下「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ」といいます。)に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1

高い経済成長を遂げてきた中国において、継続的な景気刺激策を通して外需から内需主導の経済成長に産業構造の変革を遂げていく中、積極的に内需関連をビジネス機会として捉える中国企業を主な投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

- 中国政府は「都市化」が進んでいる内陸部に注目し、インフラ整備、住宅整備、消費向上などに関連した景気刺激策により継続的な経済発展を目指しています。

特色 2

中国のQFII(適格国外機関投資家)制度等を活用し人民元建株式市場である中国A株市場及び流動性の高いB株市場・H株市場・レッドチップ株市場の上場銘柄を投資対象銘柄とし、成長性が期待できる中国企業への投資を行います。

- 中国A株への投資の方法として、QFII(適格国外機関投資家)制度及びストックコネクト制度等を活用します。
- 個別銘柄等の価格変動に運用成果が連動する有価証券へ投資を行う場合があります。

特色 3

組入対象ファンドである外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメント(以下「ハイフートン」ともいいます。)の助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。

- ハイフートンは、外資系資産運用会社として長い経験を有し、これまで数々の高い評価を受けています。
- ハイフートンは、中国A株及びB株について助言を行います。
- 独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、持続的な成長が期待できる銘柄に投資を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドのしくみ

当ファンドは、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが運用するルクセンブルク籍外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ」及び「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

- 原則として「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。



投資環境に重大な変化が生じた場合やその他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等)等により、投資対象への投資を大幅に縮小または変更する場合があります。また資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用を行えない場合があります。



中国株の投資妙味

内需・インフラ関連銘柄が主導する中国株式市場

中国株式市場の多様性

- 中国国内個人投資家中心のA株市場
- グローバル投資家中心のB株、H株、レッドチップ株市場
- 分散効果が期待される

継続的な景気刺激策

高い潜在成長性

- 膨大な人口
- 所得の伸び
- 地域格差の是正

持続的かつ著しい経済成長

新興国の枠組みを超える世界有数の経済規模
外需主導から内需主導経済へ

安定した政治財政基盤

- 健全な財政基盤
- 膨大な外貨準備高
- 一党支配体制

外需主導

世界の工場→貿易黒字の拡大

個人所得の増加

生活レベルの向上

内需拡大

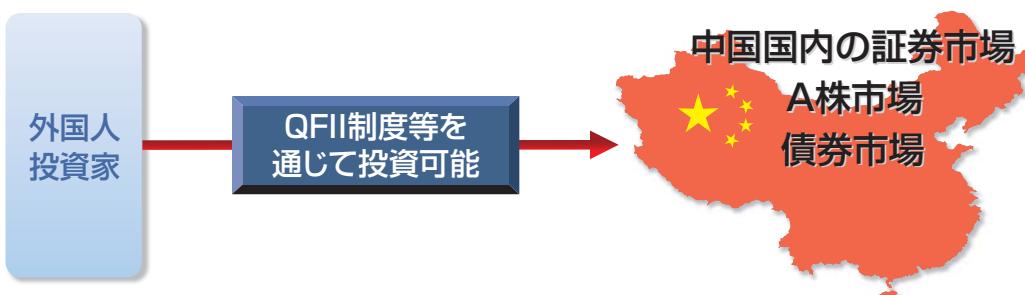
中国株式主要市場の概要

		上海・深セン	香港		
種類		A株	B株	H株	レッドチップ株
概要		中国国内投資家が取引できる株式。2002年12月よりQFII制度を通じて中国国外投資家も投資可能。	中国国外投資家が取引できる株式。2001年2月より中国国内投資家にも開放。	中国本土で法人登記された企業の株式。	香港設立の中国本土企業の株式。
通貨		中国人民元	米ドルもしくは香港ドル		香港ドル
日本の投資者		QFIIは投資可能		原則、自由に投資可能	

中国A株市場は、中国国外投資家はQFII制度等を通じて投資が可能です

QFII制度について

- QFII(Qualified Foreign Institutional Investors;適格国外機関投資家)制度は、一定の条件を満たし、中国証券監督管理委員会の認可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、2002年12月に施行されました。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティグレーター チャイナの運用プロセス

投資対象(A株、B株、H株、レッドチップ株等・約3,400銘柄)

(STEP1) 定量&定性スクリーニング



アナリストによる定量スクリーニング及び定性スクリーニングをかけることで、投資ユニバースを絞り込みます。

投資ユニバース

(STEP2) クオリティ・グロース分析



アナリストにより個別企業についての綿密な調査が行われ、ポートフォリオマネジャーとも議論を行い、投資候補を絞り込みます。

社内レーティング付与

(STEP3) モデルポートフォリオ構築



投資委員会(運用関連スタッフ参加のミーティング)において、投資環境分析、セクター見通し、個別銘柄等の議論が行われ、モデルポートフォリオに組入れる銘柄を決定します。

モデルポートフォリオ

(STEP4) 株式ポートフォリオ構築



ファンドあるいはポートフォリオの運用ガイドライン等を考慮のうえ、ポートフォリオマネジャーが株式ポートフォリオを構築します。

株式ポートフォリオ

※上記は2016年6月末現在の運用体制となり、今後変更となる場合があります。

ファンドの関係会社

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティグレーター チャイナ」を運用するBNPパリバ インベストメント・パートナーズと投資助言を行うハイフートン・インベストメント・マネジメントのご紹介です。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズについて

- BNPパリバ インベストメント・パートナーズはフランスの総合金融機関であるBNPパリバグループの資産運用部門です。
- 世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

ハイフートン・インベストメント・マネジメントについて

- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルに展開する運用会社「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」との合弁運用会社です。
- 2003年4月に設立し、中国で初期に認可を受けた外資系合弁の資産運用会社です。
- 2004年QFII向けファンドの運用を開始しました。



主な投資制限

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産(外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を除きます。)への投資は行いません。
株式への投資	株式への直接投資は行いません。

分配方針

毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項



「中国プラスA株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要

外国投資信託証券 BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナ

現地ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China (BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナ)
形態／表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人(特定投資ファンド SICAV-SIF)／円建て
運用の基本方針	中国A株市場及びB株市場・H株市場・レッドチップ株市場の上場銘柄を投資対象銘柄とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産額の10%を超えて借入れを行いません。(ただし、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。) ③投資家の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。 ④ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。 ⑤デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
ファンドの休業日	ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所の休業日
信託報酬等	ファンドの純資産額に最大年率0.995%(税抜)を乗じて得た額とします。 ※上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
管理事務代行会社	BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ) ◆ファンドの事務管理等を行います。
投資顧問会社	BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) ◆ファンドの運用業務を行います。
副投資顧問会社	HFT Investment Management(HK) Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド) ◆投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management Company Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント カンパニー・リミテッド) ◆ファンドの投資運用に関する助言を行います。
保管銀行兼副管理事務代行会社	BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch (BNPパリバ セキュリティーズ・サービスズ ルクセンブルク支店) ◆ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。

追加型証券投資信託 BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

形態／商品分類	契約型証券投資信託(内国)／追加型投信／国内／債券
運用の基本方針	運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	円建ての短期公社債
主な投資制限	①外貨建資産への投資は行いません。 ②株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
信託期間	設定日(2008年4月24日)より無期限
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年0.216%(税抜0.20%)以内の率を乗じて得た額とします。
分配方針	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
申込・解約手数料	ありません。
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

※上記の内容は2016年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

※上記ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



基準価額の変動要因

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されていないものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファン
ドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

●主な変動要因

株価変動リスク	一般的に株式の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等、株式市場の需要の変化により、下落することがあります。中国の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。
為替変動リスク	ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国A株、B株、H株、レッドチップ株を実質的に保有することから、当該中国人民元、米ドル、香港ドルの通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	ファンドが実質的に投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。
カントリーリスク	中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国に比較して脆弱である可能性があります。インフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。将来、政治・経済・社会情勢、政府政策の変化、海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。また、情報の開示などの基準が先進諸国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を充分に確保できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に購入、換金ができなくなることもあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

※上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。



「中国プラスA株ファンド」に関する留意点

- ◆ 中国では2016年12月末現在、内外資本取引の自由化を実施しておりません。中国プラスA株ファンドでは主要投資対象である「BNPパリバ フレキシード エクイティ グレーター チャイナ」の管理事務代行会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.(BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ)」が同社の利害関係人等(当該管理事務代行会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)であり、適格国外機関投資家(QFII)として中国証券監督管理委員会(CSRC)より認可を受けたBNP Paribas Investment Partners Asia Limited(BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド)に認められている投資限度額を利用し、中国A株に投資を行います。
- ◆ 中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシード エクイティ グレーター チャイナ」(以下「当該外国投資信託証券」といいます。)に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受けた換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行(設定)及び払戻し(解約)を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受けた購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。
- ◆ ファンドは、取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等)等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受けた購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。
- ◆ 主要投資対象である当該外国投資信託証券(当該外国投資法人)が存続しないこととなる場合、当該外国投資信託証券が償還になる場合があります。当該外国投資信託証券の償還により、当ファンドは償還する場合があります。

中国A株のリスク及び留意事項について

<税制リスク>

当ファンドは当該外国投資信託証券を主要投資対象とすることから、当ファンドへの投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国財政部、国家税務総局と中国証券監督管理委員会(CSRC)は、中国国内において恒久的施設を有さない適格国外機関投資家(QFII)が中国国内の株式等の譲渡により得たキャピタルゲインにかかる源泉所得税、並びにストックコネクト制度を通じて取得した中国国内の株式等の譲渡により得たキャピタルゲインにかかる源泉所得税を、2014年11月17日より一時的に免除する政策を公布しました。しかし、現時点では免税期間と免税撤廃後の移行措置の詳細は発表されておらず、将来的に中国国内を源泉とするキャピタルゲインに対する所得税等の税金が課されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されております。

<ストックコネクト制度に係るリスク>

ストックコネクト制度には機関投資家や個人投資家に対する投資限度額はありませんが、香港の証券取引所から上海及び深センの証券取引所への一日当たりの投資枠の上限が設定されています。

<関係法令に係るリスク>

- ◆ 中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。
- ◆ 証券市場を取り巻く制度及び制約
 - ・ 中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み(決済システムなど市場インフラを含みます。)には、様々な制限及び制約があります。これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)及び国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行われます。
 - ・ 中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。



<回金遅延リスク>

国家外貨管理局(SAFE)の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があり、予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。

■QFII(適格国外機関投資家):Qualified Foreign Institutional Investors

<QFII制度について>

QFII制度は、一定の条件を満たし、CSRC(China Securities Regulatory Commission:中国証券監督管理委員会)の許可を受けた海外の金融機関について、中国証券市場への投資を認める制度です。

<ストックコネクト制度について>

ストックコネクト制度とは、中国の上海及び深センの証券取引所と香港の証券取引所において、投資家が特別な資格がなくても取引所に上場している銘柄を売買できる制度です。

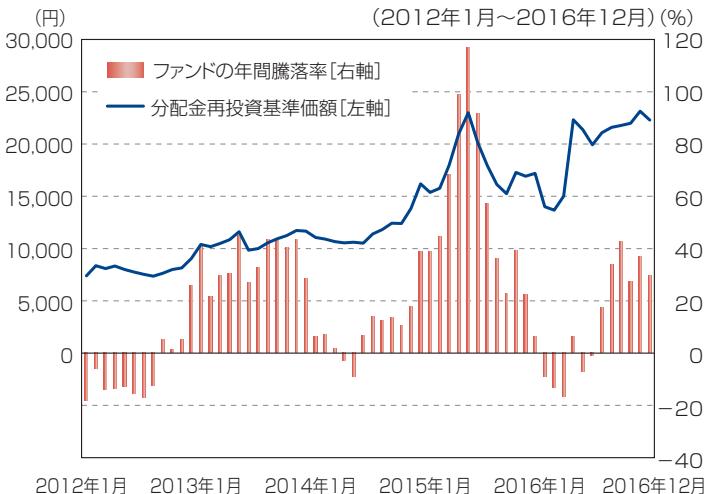
■CSRC(中国証券監督管理委員会):China Securities Regulatory Commission

■SAFE(国家外貨管理局):State Administration of Foreign Exchange

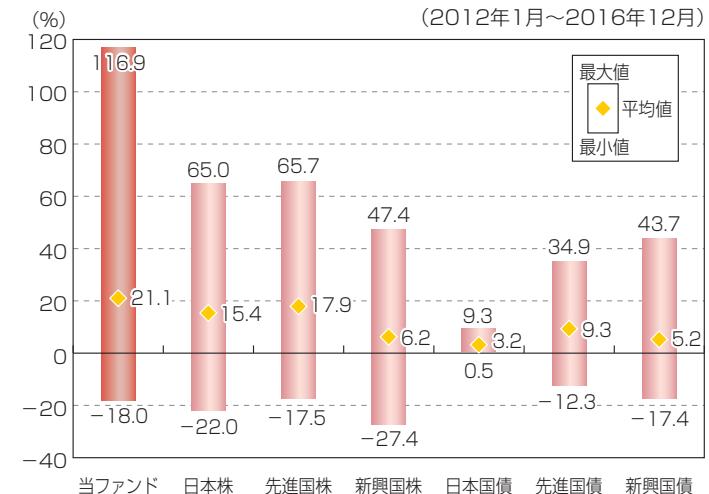
上記は中国A株が持つ全てのリスク要因を網羅したものではなく、これら以外のリスクも存在します。

参考情報

● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



● 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2)各指標等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc., NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス:Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。



運用実績

2016年12月30日現在



基準価額・純資産の推移



*「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。

*基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	20,303円
純資産総額	5.1億円

※基準価額は1万口当たり

2012年6月	0円
2013年6月	200円
2014年6月	200円
2015年6月	0円
2016年6月	1,000円
設定来累計	1,400円

※1万口当たり(税引前)

主要な資産の状況

● 投資状況

資産の種類		純資産比率(%)
投資証券	BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナ	93.56
投資信託 受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	2.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.35
合計		100.00

*純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

● 市場配分比率^{※2}

資産配分	
	純資産比率(%)
株式	上海A株 33.71
	香港H株 22.26
	深センA株 12.62
	香港レッドチップ 10.06
	香港その他 11.96
	その他 7.38
	その他の資産 2.02
合計	
	100.00

● 業種配分比率^{※2}

業種	純資産比率(%)
金融	27.30
情報技術	19.31
ヘルスケア	8.48
エネルギー	7.92
素材	7.57
資本財・サービス	6.57
一般消費財・サービス	6.37
電気通信サービス	5.69
不動産	5.59
生活必需品	2.06
公益事業	1.11
その他の資産	2.02
合計	100.00

● BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナの資産内容 (組入上位10銘柄(組入銘柄数:49銘柄))

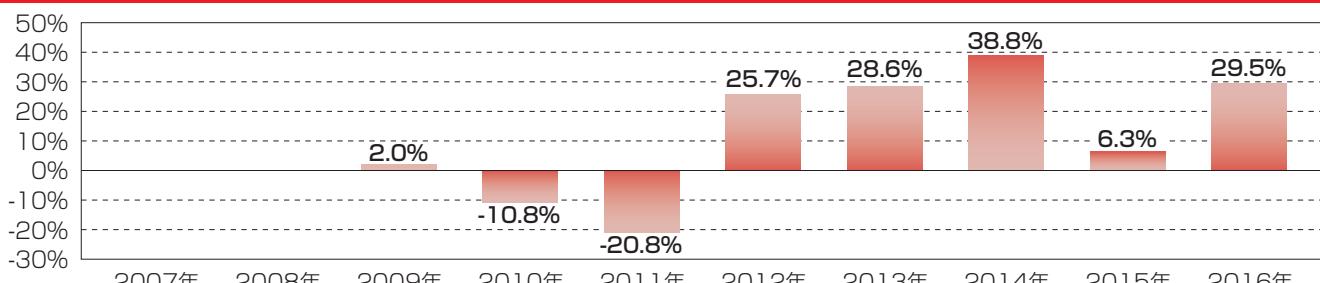
順位	銘柄 ^{※3}	市場 ^{※1}	業種	純資産比率(%) ^{※2}
1	騰訊	香港	情報技術	7.78
2	アリババグループホールディング	その他の市場	情報技術	5.78
3	中国移動	香港レッドチップ	電気通信サービス	4.75
4	興業銀行	上海A株	金融	4.57
5	中国光大銀行	上海A株	金融	4.52
6	中国平安保険(集団)	上海A株	金融	4.41
7	国葉集団一致葉業	深センA株	ヘルスケア	3.95
8	中国銀行	香港H株	金融	3.51
9	中国銀河証券	香港H株	金融	3.01
10	上海隧道工程	上海A株	資本財・サービス	2.83

*1 香港レッドチップの市場分類に関しては、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの分類によります。

*2 各比率は、「BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナ」の純資産総額に対する比率です。

*3 当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

年間收益率の推移



*設定日以降の收益率を暦年ベースで表示しております。2009年は設定日(2009年7月31日)から年末までの收益率です。

*收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。

*当ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。



お申込みメモ

購入単位	詳細は販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払ください。
換金単位	詳細は販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2016年9月21日から2017年9月20日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口のご換金は制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	販売会社の休業日、ルクセンブルクの銀行、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所のいずれかの休業日の場合には翌営業日の購入、換金のお申込みとして取扱います。 詳細は販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある時は、委託会社は購入、換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受けた購入、換金のお申込みを取消す場合があります。尚、中国当局の規制等により換金のお申込みを受付できないことがあります。
信託期間	2009年7月31日から2018年10月31日まで
繰上償還	受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	分配方針に基づき、年1回の決算時に分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.bnpparibas-ip.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎計算期末及び償還時に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)及びジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



■ ファンドの費用・税金 ■

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.78%(税抜 3.5%) を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額	購入時手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た額	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬率	純資産総額に対して 年率0.8964% (税抜0.83%)	信託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に年率0.8964%(税抜0.83%)を乗じて得た額とします。毎日計算され、ファンドの毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または償還時にファンドからご負担いただきます。
	委託会社	年率0.054% (税抜0.05%)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.81% (税抜0.75%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0324% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象ファンド		BNPパリバ フレキシ-Ⅲ エクイティ グレーター チャイナ 最大年率0.995%(税抜)* BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) 年率0.216%(税抜0.20%)以内*	投資対象ファンドにおける運用管理費用等 (外国投資信託証券にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。)
実質的な負担		年率1.8914%程度 (税込) (概算値)	
※その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。			
以下 の費用を、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、日々ファンドからご負担いただきます。 ・監査法人等に支払う、ファンドの財務諸表の監査に要する費用 ・運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用 ・上記の費用に係る消費税等相当額 等			
以下 の費用を、その都度ファンドからご負担いただきます。 ・ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料 ・ファンドの換金に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息 ・信託事務の諸費用 ・ファンドにかかる租税 等			
※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額を表示することができません。			

※当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年12月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

中国プラスA株ファンド

愛称: 加油

追加型投信／海外／株式

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書 (請求目論見書)

2017.3.17

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「中国プラスA株ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月20日に関東財務局長に提出しており、平成28年9月21日にその効力が生じております。

設定・運用は



**BNP PARIBAS
INVESTMENT PARTNERS**

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

- 「中国プラスA株ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さんに帰属します。
- 投資信託は、その商品性から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。
 - ・投資信託は保険契約ではありません。
 - ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
 - ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。(販売会社は販売の窓口になります。)
 - ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
 - ・証券会社(第一種金融商品取引業者)を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

有価証券届出書提出日	平成28年9月20日
発行者名	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役 島崎 亮平
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グランツウキョウ ノースタワー
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	中国プラスA株ファンド
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額	1,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	2
第1 【ファンドの状況】	2
1 【ファンドの性格】	2
2 【投資方針】	9
3 【投資リスク】	11
4 【手数料等及び税金】	15
5 【運用状況】	18
第2 【管理及び運営】	22
1 【申込(販売)手続等】	22
2 【換金(解約)手続等】	23
3 【資産管理等の概要】	23
4 【受益者の権利等】	26
第3 【ファンドの経理状況】	27
1 【財務諸表】	29
2 【ファンドの現況】	44
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	44
第三部 【委託会社等の情報】	45
第1 【委託会社等の概況】	45
1 【委託会社等の概況】	45
2 【事業の内容及び営業の概況】	46
3 【委託会社等の経理状況】	46
4 【利害関係人との取引制限】	77
5 【その他】	77
信託約款	78

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

中国プラスA株ファンド（愛称：加油）
(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の受益権です。
- ②信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドのすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額（組入有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除了したもの）をその時の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「中国+A」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.78%※（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

※当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

◆分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細は販売会社にお問合わせください。

(7) 【申込期間】

平成28年9月21日から平成29年9月20日まで

※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせください。

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得のお申込みは、販売会社に取引口座を開設のうえ当ファンドのお申込みを行うことによって成立します。販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」及び当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」及び当ファンドの「取得申込書」（販売会社により異なる名称のものを含みます。）等にご記入のうえ、ご提出ください。

取得申込みに係る金額を当該販売会社に指定された日までにお支払いください。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

当ファンドのすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①目的

当ファンドは、主に中国A株市場及びB株市場・H株市場・レッドチップ株市場の上場銘柄を投資対象とする外国投資信託証券「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China（「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ」といいます。）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類及び属性区分を網掛けで表示しております。）

商品分類表

単位型/追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ()
追加型	海 外 内 外	資産複合

《商品分類の定義》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米		
一般				
公債	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
社債				
その他債券		アジア		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東(中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

※「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《属性区分の定義》

投資対象資産による属性区分

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

株式・一般…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

決算頻度による属性区分

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

*上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

④ファンドの特色

特色1 高い経済成長を遂げてきた中国において、継続的な景気刺激策を通して外需から内需主導の経済成長に産業構造の変革を遂げていく中、積極的に内需関連をビジネス機会として捉える中国企業を主な投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

- 中国政府は「都市化」が進んでいる内陸部に注目し、インフラ整備、住宅整備、消費向上などに関連した景気刺激策により継続的な経済発展を目指しています。

特色2 中国のQFII(適格国外機関投資家)制度等を活用し人民元建株式市場である中国A株市場及び流動性の高いB株市場・H株市場・レッドチップ株市場の上場銘柄を投資対象銘柄とし、成長性が期待できる中国企業への投資を行います。

- 中国A株への投資の方法として、QFII(適格国外機関投資家)制度及びストックコネクト制度等を活用します。
- 個別銘柄等の価格変動に連動する有価証券へ投資を行う場合があります。

特色3 組入対象ファンドである外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシード エクイティグレーター チャイナ」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメント(以下「ハイフートン」ともいいます。)の助言を受けて、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが行います。

- ハイフートンは、外資系資産運用会社として長い経験を有し、これまで数々の高い評価を受けています。
- ハイフートンは、中国A株及びB株について助言を行います。
- 独自のファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ手法により、持続的な成長が期待できる銘柄に投資を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資環境に重大な変化が生じた場合やその他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等)等により、投資対象への投資を大幅に縮小または変更する場合があります。また資金動向及び市況動向等によっては、上記のような運用を行えない場合があります。

中国株の投資妙味

中国株式市場は政府主導の強力な経済政策が引き金となって、堅調に推移しています。

内需・インフラ関連銘柄が主導する堅調な中国株式市場

中国株式市場の多様性

- 中国国内個人投資家中心のA株市場
- グローバル投資家中心のB株、H株、レッドチップ株市場
- 分散効果が期待される

継続的な景気刺激策

高い潜在成長性

- 膨大な人口
- 所得の伸び
- 地域格差の是正

持続的かつ著しい経済成長

- 新興国の枠組みを超える世界有数の経済規模
外需主導から内需主導経済へ

安定した政治財政基盤

- 健全な財政基盤
- 膨大な外貨準備高
- 一党支配と地方分権の良好なバランス

外需主導
世界の工場→貿易黒字の拡大

個人所得の増加
生活レベルの向上

内需拡大

中国株式主要市場の概要

		上海・深セン	香港		
種類		A株	B株	H株	レッドチップ株
概要		中国国内投資家が取引できる株式。2002年12月よりQFII制度を通じて中国国外投資家も投資可能。	中国国外投資家が取引できる株式。2001年2月より中国国内投資家にも開放。	中国本土で法人登記された企業の株式。	香港設立の中国本土企業の株式。
通貨		中国人民元	米ドルもしくは香港ドル		香港ドル
日本の投資者		QFIIは投資可能			原則、自由に投資可能

中国A株市場は、中国国外投資家はQFII制度等を通じて投資が可能です

QFII制度について

●QFII(Qualified Foreign Institutional Investors:適格国外機関投資家)制度は、一定の条件を満たし、中国証券監督管理委員会の認可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、2002年12月に施行されました。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

BNPパリバ フレキシード エクイティ グレーター チャイナの運用プロセス

投資対象(A株、B株、H株、レッドチップ株等・約3,400銘柄)

(STEP1)定量&定性スクリーニング アナリストによる定量スクリーニング及び定性スクリーニングをかけることで、投資ユニバースを絞り込みます。

投資ユニバース

(STEP2)クオリティ・グロース分析 アナリストにより個別企業についての綿密な調査が行われ、ポートフォリオマネジャーとも議論を行い、投資候補を絞り込みます。

社内レーティング付与

(STEP3)モデルポートフォリオ構築 投資委員会(運用関連スタッフ参加のミーティング)において、投資環境分析、セクター見通し、個別銘柄等の議論が行われ、モデルポートフォリオに組入れる銘柄を決定します。

モデルポートフォリオ

(STEP4)株式ポートフォリオ構築 ファンドあるいはポートフォリオの運用ガイドライン等を考慮のうえ、ポートフォリオマネジャーが株式ポートフォリオを構築します。

株式ポートフォリオ

※上記は2016年6月末現在の運用体制となり、今後変更となる場合があります。

ファンドの関係会社

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券「BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ」を運用するBNPパリバ インベストメント・パートナーズと投資助言を行うハイフートン・インベストメント・マネジメントのご紹介です。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズについて

- BNPパリバ インベストメント・パートナーズはフランスの総合金融機関であるBNPパリバグループの資産運用部門です。
- 世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

ハイフートン・インベストメント・マネジメントについて

- 中国大手の証券会社「ハイトン証券」とグローバルに展開する運用会社「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ」との合併運用会社です。
- 2003年4月に設立し、中国で初期に認可を受けた外資系合併の資産運用会社です。
- 2004年QFII向けファンドの運用開始しました。

「中国プラスA株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要

外国投資信託証券 BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ

現地ファンド名	BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China (BNPパリバ フレキシーIII エクイティ グレーター チャイナ)
形態／表示通貨	ルクセンブルク籍外国投資法人（特定投資ファンドSICAV-SIF）／円建て
運用の基本方針	中国A株市場及びB株市場・H株市場・レッドチップ株市場の上場銘柄を投資対象銘柄とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産額の10%を超えて借入れを行いません。（ただし、合併等により一時的に10%を超える場合を除きます。） ③投資家の保護に欠け、もしくは資産の適正な運用を害する取引は行いません。 ④ファンドによる有価証券の元引き受けもしくは引き受けは行いません。 ⑤デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
ファンドの休業日	ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所の休業日
信託報酬等	ファンドの純資産額に最大年率0.995%（税抜）を乗じて得た額とします。 ※上記にはファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。また、上記以外に、その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。
申込・解約手数料	申込・解約手数料はありません。ただし、ファンドの取締役会の決議により、信託財産留保額に相当する額を徴収する場合があります。
管理事務代行会社	BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ) ◆ファンドの事務管理等を行います。
投資顧問会社	BNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) ◆ファンドの運用業務を行います。
副投資顧問会社	HFT Investment Management (HK) Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント (ホンコン) リミテッド) ◆投資顧問会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてファンドの運用業務を行います。
投資助言会社	HFT Investment Management Company Limited (ハイフートン・インベストメント・マネジメント カンパニー・リミテッド) ◆ファンドの投資運用に関する助言を行います。

保管銀行兼副管理事務代行会社	BNP Paribas Securities Services, Luxembourg branch (BNPパリバ セキュリティーズ・サービス ルクセンブルク支店) ◆ファンドの資産の保管業務、管理事務代行会社からの委託を受けて、ファンドの会計、純資産価格の計算、その他の事務手続きを行います。
----------------	--

追加型証券投資信託 BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

形態／商品分類	契約型証券投資信託（内国）／追加型投信／国内／債券
運用の基本方針	運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	円建ての短期公社債
主な投資制限	①外貨建資産への投資は行いません。 ②株式への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
信託期間	設定日（平成20年4月24日）より無期限
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年0.216%（税抜0.20%）以内の率を乗じて得た額とします。
その他手数料等	ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等ならびに当該各費用に係る消費税等相当額は間接的に信託財産より負担します。
分配方針	分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、分配金額は委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
申込・解約手数料	ありません。
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

※上記の内容は、平成28年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

※上記ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズの組入投資信託証券の要件を満たしております。

（2）【ファンドの沿革】

平成21年6月26日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年7月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（3）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

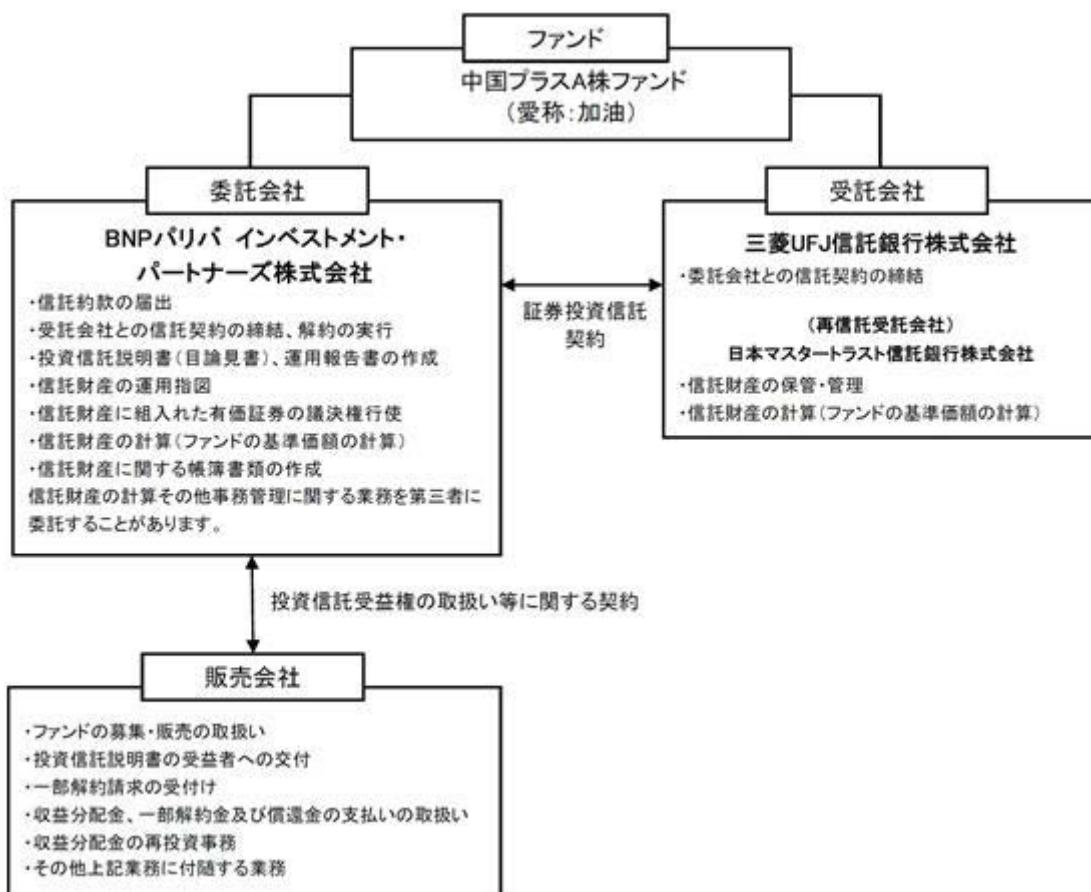
当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。

当ファンドは、BNPパリバ インベストメント・パートナーズが運用するルクセンブルク籍「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China」及び「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資します。

- 原則として「BNPパリバ フレキシィⅢ エクイティ グレーター チャイナ」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



① ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受け付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

* 証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

* 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成28年12月末現在）

①資本金 1億円

②沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として
「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

③大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	89,000株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 投資態度

①主として、「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China」及び「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②原則として「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

③なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 委託会社は、信託金を主として「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China」「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 4. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
 5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
 6. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 7. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、3の証券を以下「公社債」といい、4の証券及び5の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を發揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

- ①運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- ②上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ③ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ④ファンドの運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会及び投資運用委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社の運用体制

- ・運用部門及びトレーディング部門（10名程度）

運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。

- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）

原則として月1回及び隨時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

- ・内部管理委員会（10名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記の運用体制等は平成28年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末（毎年6月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款で定める主な投資制限>

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。
- ③株式への直接投資は行いません。

<有価証券の貸付の指図及び範囲>

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができるものとします。
- ②上記①に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の借入れ>

- ①委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②上記①の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、上記②の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④上記①の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

<資金の借入れ>

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。但し、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されている

ものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さんに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	一般的に株式の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等、株式市場の需給の変化により、下落することがあります。中国の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。
為替変動リスク	ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国A株、B株、H株、レッドチップ株を実質的に保有することから、当該中国人民元、米ドル、香港ドルの通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	ファンドが実質的に投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。
カントリーリスク	中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国に比較して脆弱である可能性があります。インフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。将来の政治・経済・社会情勢、政府政策の変化、海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。また、情報の開示などの基準が先進諸国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を充分に確保できない場合があります。
金利変動リスク	一般的に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは主要投資対象の外国投資信託証券の他、国内建ての投資信託証券を通じて短期国債に実質投資しますので、金利の変動により、当ファンドの基準価額は変動します。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク
解約資金を手当てるために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点
証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に購入・換金ができなくなることもあります。

<中国プラスA株ファンドに関する留意点>

- ◆中国では平成28年12月末現在、内外資本取引の自由化を実施しておりません。中国プラスA株ファンドでは主要投資対象である「BNPパリバ フレキシード エクイティ グレーター チャイナ」の管理事務代行

会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A. (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ)」が同社の利害関係人等（当該管理事務代行会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であり、適格国外機関投資家（QFII）として中国証券監督管理委員会（CSRC）より認可を受けたBNP Paribas Investment Partners Asia Limited (BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド) に認められている投資限度額を利用し、中国A株に投資を行います。

- ◆中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシーIII エクイティグレーター チャイナ」（以下「当該外国投資信託証券」といいます。）に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受付た換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行（設定）及び払戻し（解約）を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付た購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。
- ◆ファンドは、取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受けた購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。
- ◆主要投資対象である当該外国投資信託証券（当該外国投資法人）が存続しないこととなる場合、当該外国投資信託証券が償還になる場合があります。当該外国投資信託証券の償還により、当ファンドは償還する場合があります。

<中国A株のリスク及び留意事項について>

<税制リスク>

当ファンドは当該外国投資信託証券を主要投資対象とすることから、当ファンドへの投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国財政部、国家税務総局と中国証券監督管理委員会（CSRC）は、中国国内において恒久的施設を有さない適格国外機関投資家（QFII）が中国国内の株式等の譲渡により得たキャピタルゲインにかかる源泉所得税、並びにストックコネクト制度を通じて取得した中国国内の株式等の譲渡により得たキャピタルゲインにかかる源泉所得税を、平成26年11月17日より一時的に免除する政策を公布しました。しかし、現時点では免税期間と免税撤廃後の移行措置の詳細は発表されておらず、将来的に中国国内を源泉とするキャピタルゲインに対する所得税等の税金が課されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されています。

<ストックコネクト制度に係るリスク>

ストックコネクト制度には機関投資家や個人投資家に対する投資限度額はありませんが、香港の証券取引所から上海及び深センの証券取引所への一日当たりの投資枠の上限が設定されています。

<関係法令に係るリスク>

- ◆中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。
- ◆証券市場を取り巻く制度及び制約
 - ・中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み（決済システムなど市場インフラを含みます。）には、様々な制限及び制約があります。これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）及び国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行われます。
 - ・中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

◆回金遅延リスク

国家外貨管理局（SAFE）の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があり、予定

している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価証券の売却や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて換金代金等の支払いが遅延することがあります。

※上記は中国A株が持つ全てのリスク要因を網羅したものではなく、これら以外のリスクも存在します。

■QFII(適格国外機関投資家) : Qualified Foreign Institutional Investors

<QFII制度について>

QFII制度は、一定の条件を満たし、CSRC (China Securities Regulatory Commission : 中国証券監督管理委員会) の許可を受けた海外の金融機関について、中国証券市場への投資を認める制度です。

<ストックコネクト制度について>

ストックコネクト制度とは、中国の上海及び深センの証券取引所と香港の証券取引所において、投資家が特別な資格がなくても取引所に上場している銘柄を売買できる制度です。

■CSRC(中国証券監督管理委員会) : China Securities Regulatory Commission

■SAFE(国家外貨管理局) : State Administration of Foreign Exchange

<租税に関するリスクファクター>

外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い <外国の税法に関する開示> 外国の税法」の部分をご参照ください。

外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。

外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

- ◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ◆投資信託は保険契約ではありません。
- ◆投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ◆投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
- ◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ◆証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

- ◆当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

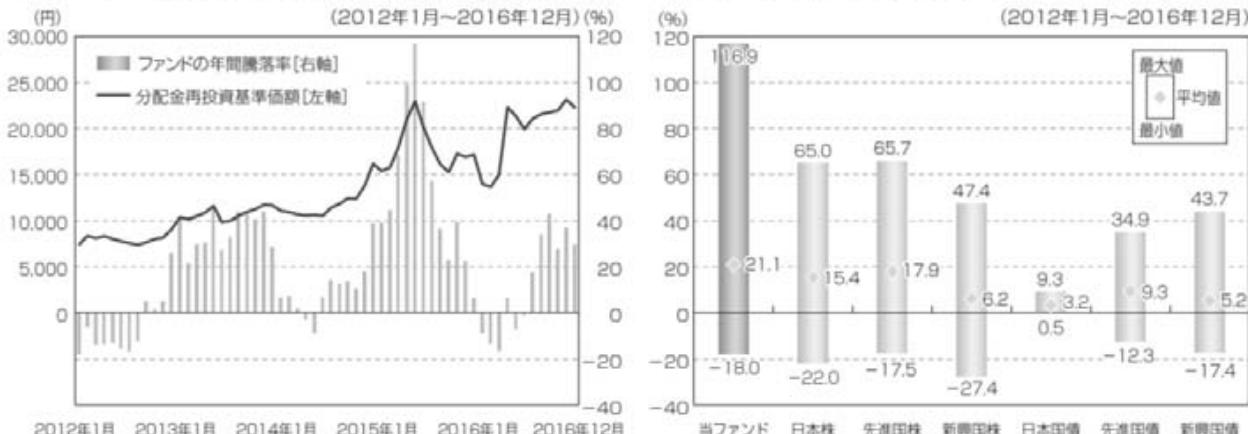
委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織

として、グループ内のリスク部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

※上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

c. 参考情報

● ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ● 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・レーディバーシファイド(円ベース)

(注1)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2)各指標等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、シティ世界国債インデックス:Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・レーディバーシファイド:J.P. Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.78%※(税抜3.5%)を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

※当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

◆分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

(2) 【換金(解約)手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額※

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.8964%（税抜0.83%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。（平成28年12月末現在）

信託報酬率		純資産総額に対して 年率 0.8964%（税抜 0.83%）	
配分	委託会社	年率 0.054%（税抜 0.05%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率 0.810%（税抜 0.75%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率 0.0324%（税抜 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象ファンド		BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China 最大年率 0.995%（税抜）*	投資対象ファンドにおける運用管理費用等 (外国投資信託証券にはファンドの運用報酬、保管費用等が含まれます。)
		B N P パリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定) 年率 0.216%（税抜0.20%）以内*	
実質的な負担	年率 1.8914%程度（税込）（概算値）		

* その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

①売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料、その他の金融商品取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

②諸経費

受託会社の立て替えた立替金の利息、ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息、信託財産に関する租税等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

③諸費用

監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用、信託事務の処理に要する諸費用（各費用に係る消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。当該諸費用は、あらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

かかる諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンド中から支弁されます。

* その他の手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（1）から（4）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成28年12月末現在）。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金のうち普通分配金は、配当所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収課税が行われます。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として、原則20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 収益分配金（普通分配金）については、源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等及び特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡損との通算を行うことができます。

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等との損益通算を行うことができます。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

<個別元本について>

① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

<収益分配金の課税について>

① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、

- その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜外国の税法に関する開示＞

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

※配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用が可能です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得等が一定の期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

平成28年12月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	10,887,921	2.09
投資証券	ルクセンブルク	486,223,956	93.56
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		22,605,503	4.35
合計（純資産総額）		519,717,380	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成28年12月末現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY GREATER CHINA	19,647	22,169.65 435,567,256	24,748 486,223,956	93.56
2	日本	投資信託 受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	10,928,356	0.9969 10,894,478	0.9963 10,887,921	2.09

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成28年12月末現在

種類	国内/外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	2.09
投資証券	外国	93.56

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成27年12月末から平成28年12月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年月日	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (平成22年6月21日)	12,784	12,784	8,529	8,529
第2期 (平成23年6月20日)	4,483	4,483	8,685	8,685
第3期 (平成24年6月20日)	2,607	2,607	7,902	7,902
第4期 (平成25年6月20日)	1,639	1,672	10,022	10,222
第5期 (平成26年6月20日)	997	1,017	10,099	10,299
第6期 (平成27年6月22日)	1,055	1,055	21,076	21,076
第7期 (平成28年6月20日)	458	483	18,309	19,309
第8期中間計算期間 (平成28年12月20日)	518	—	20,653	—
平成27年12月末日	678	—	16,533	—
平成28年1月末日	538	—	13,469	—
平成28年2月末日	517	—	13,154	—
平成28年3月末日	556	—	14,428	—
平成28年4月末日	821	—	21,446	—

平成28年5月末日	527	—	20,560	—
平成28年6月末日	462	—	18,161	—
平成28年7月末日	473	—	19,199	—
平成28年8月末日	484	—	19,678	—
平成28年9月末日	491	—	19,855	—
平成28年10月末日	493	—	20,046	—
平成28年11月末日	515	—	21,095	—
平成28年12月末日	519	—	20,303	—

(注) 上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	—
第2期計算期末	—
第3期計算期末	—
第4期計算期末	200
第5期計算期末	200
第6期計算期末	—
第7期計算期末	1,000

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 (平成22年6月21日)	△14.7
第2期 (平成23年6月20日)	1.8
第3期 (平成24年6月20日)	△9.0
第4期 (平成25年6月20日)	29.4
第5期 (平成26年6月20日)	2.8
第6期 (平成27年6月22日)	108.7
第7期 (平成28年6月20日)	△8.4
第8期中間計算期間 (平成28年12月20日)	12.8

(注) 各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

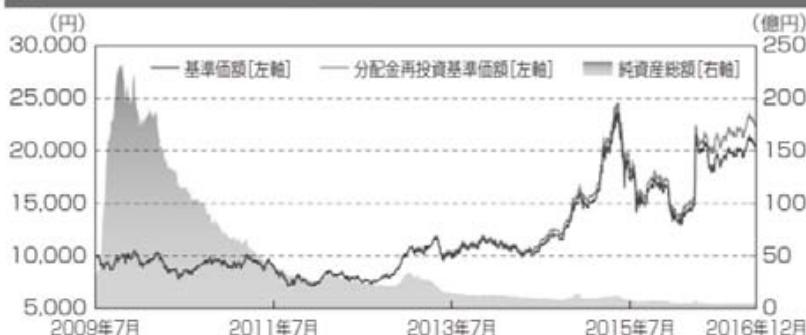
(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	32,551,257,210	17,562,751,893
第2期	2,458,633,956	12,285,233,146
第3期	479,017,040	2,341,568,467
第4期	2,137,554,504	3,800,575,272
第5期	348,180,212	996,382,232
第6期	484,919,558	972,020,079
第7期	2,072,465	252,711,578
第8期中間計算期間	20,198,067	19,745,552

＜参考情報＞ 運用実績（2016年12月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移



基準価額	20,303円
純資産総額	5.1億円

※基準価額は1万口当たり

■ 分配の推移

2012年6月	0円
2013年6月	200円
2014年6月	200円
2015年6月	0円
2016年6月	1,000円
設定来累計	1,400円

※1万口当たり（税引前）

■ 主要な資産の状況

● 投資状況

	資産の種類	純資産比率(%)
投資証券	BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナ	93.56
投資信託 受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	2.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.35
合計		100.00

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

● 市場配分比率^②

市場	資産配分	
	株式	純資産比率(%)
株式	上海A株	33.71
	香港H株	22.26
	深センA株	12.62
	香港レッドチップ	10.06
	香港その他	11.96
	その他	7.38
その他の資産		2.02
合計		100.00

● 業種配分比率^②

業種	純資産比率(%)
金融	27.30
情報技術	19.31
ヘルスケア	8.48
エネルギー	7.92
素材	7.57
資本財・サービス	6.57
一般消費財・サービス	6.37
電気通信サービス	5.69
不動産	5.59
生活必需品	2.06
公益事業	1.11
その他の資産	2.02
合計	100.00

● BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナの資産内容 (組入上位10銘柄(組入銘柄数:49銘柄))

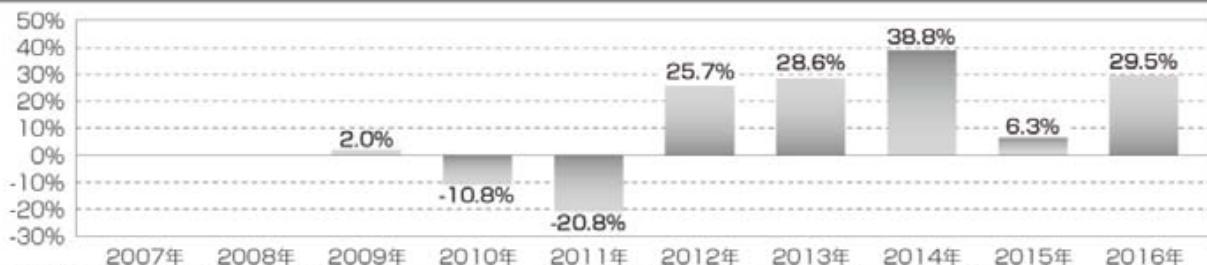
順位	銘柄 ^③	市場 ^①	業種	純資産比率(%) ^②
1	騰訊	香港	情報技術	7.78
2	アリバグループホールディング	その他の市場	情報技術	5.78
3	中国移動	香港レッドチップ	電気通信サービス	4.75
4	興業銀行	上海A株	金融	4.57
5	中国光大銀行	上海A株	金融	4.52
6	中国平安保険(集團)	上海A株	金融	4.41
7	国葉集団一致葉業	深センA株	ヘルスケア	3.95
8	中国銀行	香港H株	金融	3.51
9	中国銀河証券	香港H株	金融	3.01
10	上海隧道工程	上海A株	資本財・サービス	2.83

※1 香港レッドチップの市場分類に関しては、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの分類によります。

※2 各比率は、「BNPパリバ フレキシーⅢ エクイティ グレーター チャイナ」の純資産総額に対する比率です。

※3 当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧説を行うものではありません。

年間收益率の推移



*設定日以降の收益率を暦年ベースで表示しております。2009年は設定日（2009年7月31日）から年末までの收益率です。

*收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。

*当ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- ①お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。
 - ◆お申込金額は、販売会社が定める日までにお支払いください。
 - ◆分配金を再投資されるコースの場合には、お申込みの際に販売会社との間で「収益分配金再投資契約規定」（収益分配金の再投資を目的とする販売会社と取得申込者との契約約款で異なる名称のものを含みます。）に基づく契約を締結していただきます。
- ②取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③お申込みの受け付けは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、取得申込日がルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日（以下「海外市場休業日」といいます。）の場合には、お申込みの受け付けは行いません。
- ④お申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。
 - ◆分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
- ⑤お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.78%※（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

※当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

 - ◆分配金を再投資されるコースで収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。また委託会社は投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、取得申込みの受け付けを制限することができます。

2 【換金（解約）手続等】

- ①解約のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。
- ②当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ③原則として、販売会社の営業日の午後3時までの換金のご請求（販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日のご請求とします。ただし、海外市場休業日の場合を除きます。受付時間を過ぎてのご請求は翌営業日に受けたものとして取扱います。買取によるご換金につきましては販売会社にお問い合わせください。
- ④解約単位は、販売会社にお問合わせください。
- ⑤解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

- ⑥解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払い致します。
- ⑦ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑨⑩の規定により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、上記⑤の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑪金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）により、有価証券の売却（当ファンドの主要投資対象である各投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

◆投資信託証券：原則として、外国投資信託証券については基準価額計算日の前日（前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格、国内投資信託については基準価額で日々評価します。

◆公社債等：原則として、基準価額計算日^{※1}における以下のいずれかの価額で評価します^{※2}。

- ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
 - ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
 - ③価格情報会社の提供する価額
- ※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- ※2 残存期間 1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「中国+A」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
 電話番号：0120-996-222
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
 ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は平成30年10月31日までです。ただし、(5)その他(I)信託契約の解約の条件に該当した場合には、信託期間の途中で信託を終了させることができます。

また委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等がある場合は、受託会社と協議のうえ、信託約款の規定にしたがい、信託期間を延長する場合があります。委託会社は、信託約款の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を6ヶ月延長します。この場合において延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5) 【その他】

(I) 信託契約の解約

信託期間中に以下の①から③に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ①当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認められた場合
- ②信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合
- ③その他やむを得ない事情が発生した場合

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ④委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。
 この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ⑤上記④の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下⑤において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑥上記④の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑦上記④から⑥までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドに係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記①から③の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合及び信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記⑤から⑥までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(II) 信託契約に関する監督官庁の命令等

- ①委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドを変更しようとするときは、後述（III）にしたがいます。
- ②委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドを解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後述（III）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ③受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ④委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することができます。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることができます。

(III) 信託約款の変更等

- ①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は（III）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ②委託会社は、上記①の事項（①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、①項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③上記②の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(IV) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座

簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が、支払開始日から10年間その支払いの請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(V) 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(VI) 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(VII) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(VIII) 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

(IX) 関係法人との契約更改

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

4 【受益者の権利等】

(1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

① 当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。分配金を再投資されるコースでのお申込みの場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

① 当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

② 受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

① 受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、

前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

② 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成27年6月23日から平成28年6月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月3日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

尾田光一


当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国プラスA株ファンドの平成27年6月23日から平成28年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国プラスA株ファンドの平成28年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

中国プラスA株ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成27年6月22日現在)	第7期 (平成28年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	56,346,492	37,130,088
投資信託受益証券	41,815,149	10,894,478
投資証券	951,290,736	441,285,496
未収入金	19,988,848	—
未収利息	15	—
流動資産合計	1,069,441,240	489,310,062
資産合計	1,069,441,240	489,310,062
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	25,039,227
未払解約金	7,494,966	2,600,493
未払受託者報酬	175,591	90,978
未払委託者報酬	4,682,475	2,426,009
未払利息	—	96
その他未払費用	1,096,169	699,746
流動負債合計	13,449,201	30,856,549
負債合計	13,449,201	30,856,549
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 501,031,391	※1, ※2 250,392,278
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	554,960,648	208,061,235
（分配準備積立金）	458,368,475	203,221,817
元本等合計	1,055,992,039	458,453,513
純資産合計	1,055,992,039	458,453,513
負債純資産合計	1,069,441,240	489,310,062

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 平成26年6月21日 至 平成27年6月22日	第7期 自 平成27年6月23日 至 平成28年6月20日
営業収益		
受取利息	8,957	1,888
有価証券売買等損益	772,201,878	△85,098,370
営業収益合計	<u>772,210,835</u>	<u>△85,096,482</u>
営業費用		
支払利息	—	4,956
受託者報酬	328,912	209,998
委託者報酬	8,771,103	5,599,771
その他費用	1,096,169	699,746
営業費用合計	<u>10,196,184</u>	<u>6,514,471</u>
営業利益又は営業損失(△)	762,014,651	△91,610,953
経常利益又は経常損失(△)	762,014,651	△91,610,953
当期純利益又は当期純損失(△)	762,014,651	△91,610,953
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	303,564,903	△46,542,934
期首剩余金又は期首次損金(△)	9,749,053	554,960,648
剩余金増加額又は欠損金減少額	183,909,268	2,120,135
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	183,909,268	2,120,135
剩余金減少額又は欠損金増加額	97,147,421	278,912,302
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	97,147,421	278,912,302
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	※1 —	※1 25,039,227
期末剩余金又は期末欠損金(△)	<u>554,960,648</u>	<u>208,061,235</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 (平成27年6月22日現在)	第7期 (平成28年6月20日現在)
※1 期首元本額 988, 131, 912円	※1 期首元本額 501, 031, 391円
期中追加設定元本額 484, 919, 558円	期中追加設定元本額 2, 072, 465円
期中解約元本額 972, 020, 079円	期中解約元本額 252, 711, 578円
※2 計算期間末における受益権の総数 501, 031, 391口	※2 計算期間末における受益権の総数 250, 392, 278口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期
自 平成26年6月21日
至 平成27年6月22日
※1 分配金の計算過程 (自 平成26年6月21日 至 平成27年6月22日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,751円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（457,284,479円）、信託約款に規定される収益調整金（96,592,173円）及び分配準備積立金（1,079,245円）より分配対象収益は554,960,648円（1万口当たり11,076.34円）であります、分配方針により当期は分配を行っておりません。

第7期
自 平成27年6月23日
至 平成28年6月20日
※1 分配金の計算過程 (自 平成27年6月23日 至 平成28年6月20日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,839,418円）及び分配準備積立金（228,261,044円）より分配対象収益は233,100,462円（1万口当たり9,309.39円）であり、うち25,039,227円（1万口当たり1,000.00円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券、投資証券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、カントリーリスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	第6期 (平成27年6月22日現在)	第7期 (平成28年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価しております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>

(有価証券に関する注記)

第6期(平成27年6月22日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△38,320 円
投資証券	454,228,702 円
合計	454,190,382 円

第7期(平成28年6月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△4,371 円
投資証券	△40,785,720 円
合計	△40,790,091 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第6期 (平成27年6月22日現在)	第7期 (平成28年6月20日現在)
一口当たり純資産額 2.1076 円	一口当たり純資産額 1.8309 円
(一万口当たり純資産額 21,076 円)	(一万口当たり純資産額 18,309 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額		備考
			単価(円)	金額(円)	
投資信託 受益証券	BNPパリバ日本短期債券ファンド (適格機関投資家限定)	10,928,356	0.9969	10,894,478	
	投資信託受益証券 合計	10,928,356		10,894,478	
投資証券	BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY GREATER CHINA	19,993	22,072	441,285,496	
	投資証券 合計	19,993		441,285,496	
合計		10,948,349		452,179,974	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY GREATER CHINA」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券です。

なお、これらの投資証券及び投資信託受益証券の状況は以下のとおりです。

1. 「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年6月19日現在)	(平成28年6月17日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		200,924,211	180,297,538
国債証券		189,998,725	—
未収利息		55	—
流動資産合計		390,922,991	180,297,538
資産合計		390,922,991	180,297,538
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		11,631	981
未払委託者報酬		104,831	8,760
未払利息		—	493
流動負債合計		116,462	10,234
負債合計		116,462	10,234
純資産の部			
元本等			
元本		391,853,698	180,853,698
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△1,047,169	△566,394
元本等合計		390,806,529	180,287,304
純資産合計		390,806,529	180,287,304
負債純資産合計		390,922,991	180,297,538

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
---------------------	--

(一口当たり情報に関する注記)

(平成27年 6月19日現在)	(平成28年 6月17日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額	0.9973 円 9,973 円)
	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額

(3) 有価証券組入明細

該当事項はありません。

2. 「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY GREATER CHINA」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、平成27年6月19日及び平成28年6月17日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年6月19日現在)	(平成28年6月17日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		339,140,164	24,255,874
株式		902,136,010	434,301,911
未収配当金		5,279,099	4,406,870
未収入金		21,304,376	—
流動資産合計		1,267,859,649	462,964,655
資産合計		1,267,859,649	462,964,655
負債の部			
流動負債			
未払金		295,488,838	20,476,558
未払費用/未払報酬		1,099,779	1,204,136
流動負債合計		296,588,617	21,680,694
負債合計		296,588,617	21,680,694
純資産の部			
元本等			
元本		402,820,000	199,930,000
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		568,451,032	241,353,961
元本等合計		971,271,032	441,283,961
純資産合計		971,271,032	441,283,961
負債純資産合計		1,267,859,649	462,964,655

(2) 注記表

(一口当たり情報に関する注記)

(平成27年6月19日現在)	(平成28年6月17日現在)
一口当たり純資産額 24,112 円	一口当たり純資産額 22,072 円

(3) 主要有価証券組入銘柄

平成28年6月17日現在

銘柄名	組入純資産比率(%)
TENCENT HOLDINGS LTD	9.11
INDUSTRIAL BANK CO LTD -A	7.33
CHINA MERCHANTS BANK-A	6.76
CHINA VANKE CO LTD -A	6.42
CHINA MOBILE LTD	5.95
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	5.79
PING AN INSURANCE GROUP CO-A	4.20
CHINA NATIONAL ACCORD MEDI-A	3.84
SINOPHARM GROUP CO-H	3.66
ZHEJIANG LONGSHENG GROUP C-A	3.66

中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（平成28年6月21日から平成28年12月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年2月8日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐野田光大

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国プラスA株ファンドの平成28年6月21日から平成28年12月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中国プラスA株ファンドの平成28年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年6月21日から平成28年12月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表
中国プラスA株ファンド
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成28年6月20日現在)	第8期中間計算期間末 (平成28年12月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,130,088	15,365,544
投資信託受益証券	10,894,478	10,887,921
投資証券	441,285,496	494,966,871
流動資産合計	<u>489,310,062</u>	<u>521,220,336</u>
資産合計	489,310,062	521,220,336
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,039,227	—
未払解約金	2,600,493	713,579
未払受託者報酬	90,978	79,016
未払委託者報酬	2,426,009	2,107,082
未払利息	96	39
その他未払費用	699,746	263,264
流動負債合計	<u>30,856,549</u>	<u>3,162,980</u>
負債合計	30,856,549	3,162,980
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 250,392,278	※1, ※2 250,844,793
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	208,061,235	267,212,563
（分配準備積立金）	<u>203,221,817</u>	<u>187,738,866</u>
元本等合計	<u>458,453,513</u>	<u>518,057,356</u>
純資産合計	458,453,513	518,057,356
負債純資産合計	489,310,062	521,220,336

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 平成27年6月23日 至 平成27年12月22日	第8期中間計算期間 自 平成28年6月21日 至 平成28年12月20日
営業収益		
受取利息	1,652	—
有価証券売買等損益	$\triangle 207,506,727$	60,668,870
営業収益合計	$\triangle 207,505,075$	60,668,870
営業費用		
支払利息	—	7,654
受託者報酬	119,020	79,016
委託者報酬	3,173,762	2,107,082
その他費用	396,614	263,264
営業費用合計	$3,689,396$	2,457,016
営業利益又は営業損失（△）	$\triangle 211,194,471$	58,211,854
経常利益又は経常損失（△）	$\triangle 211,194,471$	58,211,854
中間純利益又は中間純損失（△）	$\triangle 211,194,471$	58,211,854
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	$\triangle 27,947,654$	2,940,219
期首剩余金又は期首次損金（△）	554,960,648	208,061,235
剩余金増加額又は欠損金減少額	—	20,222,255
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	20,222,255
剩余金減少額又は欠損金増加額	99,633,631	16,342,562
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	99,633,631	16,342,562
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剩余金又は中間欠損金（△）	$272,080,200$	267,212,563

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 (平成28年6月20日現在)	第8期中間計算期間末 (平成28年12月20日現在)
※1 期首元本額 501,031,391円	※1 期首元本額 250,392,278円
期中追加設定元本額 2,072,465円	期中追加設定元本額 20,198,067円
期中解約元本額 252,711,578円	期中解約元本額 19,745,552円
※2 計算期間末における受益権の総数 250,392,278口	※2 中間計算期間末における受益権の総数 250,844,793口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第7期 (平成28年6月20日現在)	第8期中間計算期間末 (平成28年12月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <hr/> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第7期 (平成28年6月20日現在)	第8期中間計算期間末 (平成28年12月20日現在)
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額	1,8309 円 18,309 円)
	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額

(参考)

当ファンドは、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY GREATER CHINA」の投資証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券です。

なお、これらの投資信託受益証券及び投資証券の状況は以下のとおりです。

1. 「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成28年6月17日現在)	(平成28年12月19日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		180,297,538	180,210,023
流動資産合計		180,297,538	180,210,023
資産合計		180,297,538	180,210,023
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		981	1,937
未払委託者報酬		8,760	17,622
未払利息		493	469
流動負債合計		10,234	20,028
負債合計		10,234	20,028
純資産の部			
元本等			
元本		180,853,698	180,853,698
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		△566,394	△663,703
元本等合計		180,287,304	180,189,995
純資産合計		180,287,304	180,189,995
負債純資産合計		180,297,538	180,210,023

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

(平成28年6月17日現在)	(平成28年12月19日現在)
一口当たり純資産額 0.9969 円	一口当たり純資産額 0.9963 円
(一万口当たり純資産額 9,969 円)	(一万口当たり純資産額 9,963 円)

2. 「BNP PARIBAS FLEXI III EQUITY GREATER CHINA」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、平成28年6月17日及び平成28年12月19日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成28年6月17日現在)	(平成28年12月19日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		24,255,874	11,142,338
株式		434,301,911	487,120,447
未収配当金		4,406,870	—
未収入金		—	10,771
流動資産合計		462,964,655	498,273,556
資産合計		462,964,655	498,273,556
負債の部			
流動負債			
未払金		20,476,558	10,757
未払費用/未払報酬		1,204,136	1,074,344
流動負債合計		21,680,694	1,085,101
負債合計		21,680,694	1,085,101
純資産の部			
元本等			
元本		199,930,000	197,350,000
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		241,353,961	299,838,455
元本等合計		441,283,961	497,188,455
純資産合計		441,283,961	497,188,455
負債純資産合計		462,964,655	498,273,556

(2) 注記表

(一口当たり情報に関する注記)

(平成28年6月17日現在)	(平成28年12月19日現在)
一口当たり純資産額 22,072 円	一口当たり純資産額 25,193 円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成28年12月30日

I 資産総額	520, 216, 641	円
II 負債総額	499, 261	円
III 純資産総額 (I - II)	519, 717, 380	円
IV 発行済数量	255, 982, 267	口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	2. 0303	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成28年12月末現在）

資本金の額 1億円
発行可能株式総数 500,000株
発行済株式総数 89,000株

(最近5年間における資本金の額の増減)

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資

平成25年3月21日に6億円の減資

平成26年4月18日に2億5,000万円の増資

平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

平成28年7月26日に2億5,000万円の増資

平成28年11月30日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成28年12月末現在）

(1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとしない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

①運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

②運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

③運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

④運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成28年12月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	36	3,267
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	7	215
単位型公社債投資信託	3	2
合計	46	3,485

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第19期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）に係る中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月11日

BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

佐藤 喜雄

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

山田 信之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

期別		第17期 (平成27年3月31日現在)		第18期 (平成27年12月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産		千円	千円	千円	千円
預金	* 1		1,528,831		751,239
前払費用			10,913		14,843
未収委託者報酬			373,920		497,846
未収運用受託報酬			46,738		178,394
未収投資助言報酬			42,007		-
未収収益			212,476		223,886
未収入金			317		4,100
立替金			1,903		902
流動資産計			2,217,109		1,671,213
固定資産					
投資その他の資産			16,312		16,224
長期差入保証金		10,312		10,224	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			16,312		16,224
資産合計			2,233,422		1,687,437

期別		第17期 (平成27年3月31日現在)		第18期 (平成27年12月31日現在)	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
流動負債		千円	千円	千円	千円
預り金			73,166		23,488
未払金			465,892		427,376
未払手数料		214,111		149,319	
未払委託調査費		150,293		188,101	
その他未払金		101,487		89,954	
未払費用			437,963		256,405
未払法人税等			36,408		—
賞与引当金			31,102		111,124
役員賞与引当金			4,913		27,307
流動負債計			1,049,446		845,702
固定負債					
退職給付引当金			314,850		289,900
役員退職慰労引当金			1,433		2,970
資産除去債務			101,800		102,699
固定負債計			418,083		395,569
負債合計			1,467,530		1,241,272
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			475,551		475,551
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		425,551		425,551	
利益剰余金			190,340		△129,386
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		190,340		△129,386	
株主資本合計			765,891		446,165
純資産合計			765,891		446,165
負債・純資産合計			2,233,422		1,687,437

(2) 【損益計算書】

期別		第17期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日		第18期 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日	
		内訳	金額	内訳	金額
科目	注記番号	千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			1,863,029		1,369,476
運用受託報酬			370,441		329,679
投資助言報酬			168,787		72,654
その他営業収益			781,704		541,445
営業収益計			3,183,962		2,313,255
営業費用					
支払手数料			792,114		531,990
広告宣伝費			2,204		767
調査費			603,132		457,365
調査研究費		59,655		42,871	
委託調査費		543,476		414,493	
委託計算費			100,266		82,774
営業雑経費			42,026		26,180
印刷費		38,373		22,243	
協会費		3,653		3,936	
営業費用計			1,539,744		1,099,078
一般管理費					
給料			1,058,387		640,506
役員報酬		60,109		24,750	
給料・手当		867,557		605,290	
賞与		130,720		10,465	
業務委託費			580,595		377,423
交際費			2,625		1,482
旅費交通費			27,612		22,533
租税公課			3,655		1,177
不動産賃借料			229,651		171,137
賞与引当金繰入額			19,459		81,138
役員賞与引当金繰入額			-		22,394
退職給付費用			63,961		43,806
役員退職慰労引当金繰入額			2,117		1,536
固定資産減価償却費			18,944		-
諸経費			182,194		121,138
一般管理費計			2,189,205		1,484,275
営業損失(△)			△ 544,988		△ 270,098

期別		第17期 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日		第18期 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息			43		399
為替差益			10,777		5,841
雜益			2,174		26,893
営業外収益計			12,995		33,134
営業外費用					
株式交付費			1,750		-
雜損失			1,661		645
営業外費用計			3,411		645
経常損失(△)			△ 535,403		△ 237,609
特別利益					
受贈益	* 1		950,000		-
特別利益計			950,000		-
特別損失					
割増退職金			41,121		80,399
減損損失	* 2		179,370		-
特別損失計			220,491		80,399
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)			194,104		△ 318,008
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額		36,409 △ 32,644	3,764	1,717 -	1,717
当期純利益又は当期純損失(△)			190,340		△ 319,726

(3) 【株主資本等変動計算書】

第17期
自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	257,777	290,526	548,303	△572,751	△572,751	75,551	
当期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	
減資	△250,000		250,000	250,000			-	
資本準備金の取崩		△457,777	457,777	-			-	
欠損填補			△572,751	△572,751	572,751	572,751	-	
当期純利益					190,340	190,340	190,340	
当期変動額合計	-	△207,777	135,025	△72,751	763,092	763,092	690,340	
当期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	
							765,891	

第18期
自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	190,340	190,340	765,891	
当期変動額								
当期純損失					△319,726	△319,726	△319,726	
当期変動額合計	-	-	-	-	△319,726	△319,726	△319,726	
当期末残高	100,000	50,000	425,551	475,511	△129,386	△129,386	446,165	
							446,165	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 決算日の変更に関する事項 平成27年6月26日開催の定時株主総会決議により、定款を一部変更し、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。 したがって、当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31までの9ヶ月となっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第17期 (平成27年3月31日現在)	第18期 (平成27年12月31日現在)
* 1 関係会社項目	* 1 関係会社項目
預金 1,528,332千円	預金 743,925千円

(損益計算書関係)

第17期 (平成27年3月31日現在)	第18期 (平成27年12月31日現在)		
* 1 当社の親会社であるBNPパリバインベストメント・パートナーズSAより、当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。	—		
* 2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	—		
用途	場所	種類	金額
事務所設備	東京都千代田区	建物・器具備品・ソフトウェア	千円 179,370
(経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。			
(減損損失の金額) 建物 174,729千円 器具備品 3,776千円 ソフトウェア 864千円 合計 179,370千円			
(グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。			
(回収可能価額の算定方法等) 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。			

(株主資本等変動計算書関係)

<p style="text-align: center;">第17期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日</p>				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	19,000	20,000	—	39,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 20,000株は、平成26年4月18日付のBNPパリバインベストメント・パートナーズSAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
<p style="text-align: center;">第18期</p> <p style="text-align: center;">自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日</p>				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	39,000	—	—	39,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第17期		第18期	
自 平成26年4月1日	至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日	至 平成27年12月31日
オペレーティング・リース取引は次の通りであります。		オペレーティング・リース取引は次の通りであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)	
1年内	125,248千円	1年内	172,287千円
1年超	-千円	1年超	321,681千円
合計	125,248千円	合計	493,968千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第17期
自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第17期
(平成27年3月31日現在)

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,528,831	1,528,831	—
未収委託者報酬	373,920	373,920	—
未収運用受託報酬	46,738	46,738	—
未収投資助言報酬	42,007	42,007	—
未収収益	212,476	212,476	—
資産計	2,203,974	2,203,974	—
未払手数料	214,111	214,111	—
未払委託調査費	150,293	150,293	—
その他未払金	101,487	101,487	—
未払費用	437,963	437,963	—
負債計	903,855	903,855	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定期

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,528,831	—	—	—
未収委託者報酬	373,920	—	—	—
未収運用受託報酬	46,738	—	—	—
未収投資助言報酬	42,007	—	—	—
未収収益	212,476	—	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

第18期
自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。隨時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第18期
(平成27年12月31日現在)

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	751,239	751,239	—
未収委託者報酬	497,846	497,846	—
未収運用受託報酬	178,394	178,394	—
未収収益	223,886	223,886	—
資産計	1,651,367	1,651,367	—
未払手数料	149,319	149,319	—
未払委託調査費	188,101	188,101	—
その他未払金	89,954	89,954	—
未払費用	256,405	256,405	—
負債計	683,781	683,781	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	751,239	—	—	—
未収委託者報酬	497,846	—	—	—
未収運用受託報酬	178,394	—	—	—
未収収益	223,886	—	—	—

(有価証券関係)

第17期 (平成27年3月31日現在)	第18期 (平成27年12月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日																								
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。																								
2. 簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>306,097千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>54,100千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△40,030千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>△5,317千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>314,850千円</td> </tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	306,097千円	退職給付費用	54,100千円	退職給付の支払額	△40,030千円	その他未払金への振替額	△5,317千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	314,850千円	2. 簡便法を適用した確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>314,850千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>37,220千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△57,117千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>△5,052千円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>289,900千円</td> </tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	314,850千円	退職給付費用	37,220千円	退職給付の支払額	△57,117千円	その他未払金への振替額	△5,052千円	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	289,900千円
退職給付引当金の期首残高	306,097千円																								
退職給付費用	54,100千円																								
退職給付の支払額	△40,030千円																								
その他未払金への振替額	△5,317千円																								
<hr/>																									
退職給付引当金の期末残高	314,850千円																								
退職給付引当金の期首残高	314,850千円																								
退職給付費用	37,220千円																								
退職給付の支払額	△57,117千円																								
その他未払金への振替額	△5,052千円																								
<hr/>																									
退職給付引当金の期末残高	289,900千円																								
(2) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 54,100千円	(2) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 37,220千円																								
3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、9,861千円でありました。	3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,586千円でありました。																								

(税効果会計関係)

第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 111,330	退職給付引当金 102,508
役員退職慰労引当金 506	役員退職慰労引当金 1,050
賞与引当金 10,997	賞与引当金 40,463
未払金 22,737	未払金 37,641
未払費用 154,863	未払費用 64,587
その他 82,962	その他 77,458
繰越欠損金 2,338,840	繰越欠損金 2,399,769
繰延税金資産小計 2,722,239	繰延税金資産小計 2,723,478
評価性引当額 △ 2,722,239	評価性引当額 △ 2,723,478
繰延税金資産合計 —	繰延税金資産合計 —
繰延税金負債 —	繰延税金負債 —
繰延税金資産(負債)の純額 —	繰延税金資産(負債)の純額 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 36.05%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。
(調整)	
住民税均等割 1.96%	
交際費等永久に損金に算入されない項目 10.52%	
繰越欠損金の期限切れ 100.79%	
評価性引当額の増減額 △ 175.14%	
税率変更による影響額 27.37%	
その他 0.39%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 1.94%	

(資産除去債務関係)

第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日																		
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																		
1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。																		
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。																		
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">期首残高</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">100,614千円</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;"><u>1,185千円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u><u>101,800千円</u></u></td> <td></td> </tr> </table>	期首残高	100,614千円		時の経過による調整額	<u>1,185千円</u>		期末残高	<u><u>101,800千円</u></u>		3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">期首残高</td> <td style="width: 33%; text-align: right;">101,800千円</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;"><u>898千円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;"><u><u>102,699千円</u></u></td> <td></td> </tr> </table>	期首残高	101,800千円		時の経過による調整額	<u>898千円</u>		期末残高	<u><u>102,699千円</u></u>	
期首残高	100,614千円																		
時の経過による調整額	<u>1,185千円</u>																		
期末残高	<u><u>101,800千円</u></u>																		
期首残高	101,800千円																		
時の経過による調整額	<u>898千円</u>																		
期末残高	<u><u>102,699千円</u></u>																		

(セグメント情報等)

第17期
自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,863,029	539,228	781,704	3,183,962

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,227,464	457,374	183,839	315,285	3,183,962

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）	322,503	なし
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ NV	457,374	なし

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日</p>												
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。												
(関連情報) 1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>投資信託業</th> <th>投資顧問業</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への営業収益</td> <td style="text-align: right;">1,369,476</td> <td style="text-align: right;">402,334</td> <td style="text-align: right;">541,445</td> <td style="text-align: right;">2,313,255</td> </tr> </tbody> </table>		投資信託業	投資顧問業	その他	合計	外部顧客への営業収益	1,369,476	402,334	541,445	2,313,255		
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計								
外部顧客への営業収益	1,369,476	402,334	541,445	2,313,255								
2. 地域ごとの情報 (単位：千円)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>オランダ</th> <th>ルクセンブルク</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">1,587,661</td> <td style="text-align: right;">307,873</td> <td style="text-align: right;">234,763</td> <td style="text-align: right;">182,957</td> <td style="text-align: right;">2,313,255</td> </tr> </tbody> </table>	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計	1,587,661	307,873	234,763	182,957	2,313,255		
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計								
1,587,661	307,873	234,763	182,957	2,313,255								
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。												
(2) 有形固定資産 該当事項はありません。												
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>顧客の名称</th> <th>営業収益</th> <th>関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり (SMA専用)</td> <td style="text-align: right;">349,288</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ</td> <td style="text-align: right;">307,873</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクSA</td> <td style="text-align: right;">234,763</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名	ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり (SMA専用)	349,288	なし	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ	307,873	なし	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクSA	234,763	なし
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名										
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり (SMA専用)	349,288	なし										
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ	307,873	なし										
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルクSA	234,763	なし										
(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報) 該当事項はありません。												
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。												
(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。												

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第17期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	B N P パリバ インベストメント・パートナーズ S A	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会社	直接 100%	増資の引受	増資(注1)	500,000	—	—
							現金の贈与	受贈益(注4)	950,000	—

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	B N P パリバ インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ N V	アムステルダム、オランダ 共和国	1.45 百万 ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収益の受入	457,374	未収収益	115,574
親会社の子会社	B N P パリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク S A	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万 ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収益の受入	165,361	未収収益	44,951
親会社の子会社	B N P パリバ アセッタマネジメント ブラジル L T D A	サンパウロ、 ブラジル 連邦共和国	15百万 レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	98,254	未払 委託調査費	32,425
親会社の子会社	B N P パリバ アセッタマネジメント S A S	パリ、 フランス 共和国	67百万 ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言報酬の受入 業務委託費の支払	165,672 184,596	未収投資助言報酬 未払費用	41,259 123,348

親会社の子会社	B N P パリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ベルギー S A	ブリュッセル、 ベルギー 王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	265, 272	未払費用	175, 373
親会社の子会社	ファンドクエスト アドバイザーサス U	パリ、 フランス 共和国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	諸経費の支払	19, 965	未払費用	21, 748

第18期（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	B N P パリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ	アムステルダム、オランダ共和国	225千ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	307, 873	未収収益	101, 747
親会社の子会社	B N P パリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 運用受託契約の締結	その他営業収益の受入 運用受託報酬の受入	114, 813 112, 450	未収収益 未収運用受託報酬	65, 758 74, 315
親会社の子会社	B N P パリバ アセットマネジメント S A S	パリ、フランス共和国	67百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 業務委託費の支払	35, 833 95, 871	未収収益 未払費用	34, 794 57, 823
親会社の子会社	B N P パリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ベルギー S A	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	185, 349	未払費用	101, 999

親会社の子会社	ファンドクエストアドバイザーサス	パリ、フランス共和国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	諸経費の支払	10,531	未払費用	18,943
---------	------------------	------------	--------	-------	----	-----------	--------	--------	------	--------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり25,000円で引き受けたものであります。
- (注2) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
- (注4) 当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA (非上場)
ビー・エヌ・ピー・パリバ (ユーロネクスト・パリに上場)

(1株当たり情報)

第17期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日		第18期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	
・ 1株当たり純資産	19,638円	・ 1株当たり純資産	11,440円
・ 1株当たり当期純利益	4,999円	・ 1株当たり当期純損失	8,198円
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純利益	190,340千円	当期純損失	319,726千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	190,340千円	普通株式に係る当期純損失	319,726千円
期中平均株式数・普通株式	38,068株	期中平均株式数・普通株式	39,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

独立監査人の中間監査報告書

平成28年9月9日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

山田 信之
山田

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

正田 誠
正田

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうよう重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するため年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するため、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年7月25日開催の取締役会及び臨時株主総会において株主割当による株式の発行を決議し、平成28年7月26日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第19期中間会計期間末 (平成28年6月30日現在)	
資産の部			
科 目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流动資産			
預金			502,169
前払費用			8,939
未収委託者報酬			354,960
未収運用受託報酬			127,347
未収収益			201,626
未収入金			355
立替金			648
流动資産計			1,196,045
固定資産			
投資その他の資産			15,354
長期差入保証金		9,354	
その他		6,000	
固定資産計			15,354
資産合計			1,211,399

期別		第19期中間会計期間末 (平成28年6月30日現在)	
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
流動負債		千円	千円
預り金			20,586
未払金			358,758
未払手数料		111,958	
未払委託調査費		172,325	
その他未払金		74,474	
未払費用			145,805
未払法人税等			1,900
未払消費税等	* 1		5,826
賞与引当金			63,043
役員賞与引当金			16,975
流動負債計			612,895
固定負債			
退職給付引当金			299,778
役員退職慰労引当金			5,489
資産除去債務			103,303
固定負債計			408,571
負債合計			1,021,467
純資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
株主資本		千円	千円
資本金			100,000
資本剰余金			475,551
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		425,551	
利益剰余金			△385,619
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△385,619	
株主資本合計			189,932
純資産合計			189,932
負債・純資産合計			1,211,399

(2) 中間損益計算書

期別		第19期中間会計期間 自平成28年1月 1日 至平成28年6月30日	
科目	注記番号	内訳	金額
営業収益		千円	千円
委託者報酬			692,191
運用受託報酬			243,426
その他営業収益			332,451
営業収益計			1,268,069
営業費用			
支払手数料			265,060
広告宣伝費			649
調査費			280,249
調査研究費		27,072	
委託調査費		253,177	
委託計算費			56,548
営業雑経費			14,833
印刷費		12,560	
協会費		2,272	
営業費用計			617,342
一般管理費			
給料			416,465
役員報酬		17,333	
給料・手当		383,358	
賞与		15,773	
業務委託費			178,306
交際費			710
旅費交通費			15,737
租税公課			60
不動産賃借料			111,291
賞与引当金繰入額			62,918
役員賞与引当金繰入額			14,241
退職給付費用			41,222
役員退職慰労引当金繰入額			2,519
諸経費			65,370
一般管理費計			908,844
営業損失			△258,116

期別		第19期中間会計期間 自平成28年1月 1日 至平成28年6月30日	
科目	注記番号	内訳	金額
営業外収益		千円	千円
受取利息			1
為替差益			11,543
雑益			3,585
営業外収益計			15,131
営業外費用			
雑損失			1,108
営業外費用計			1,108
経常損失			△ 244,093
特別損失			
割増退職金			10,240
特別損失計			10,240
税引前中間純損失			△ 254,333
法人税、住民税及び事業税			1,900
中間純損失			△ 256,233

(3) 中間株主資本等変動計算書

第19期中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月30日

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金			
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計		
当期首残高	100,000	50,000	425,551	475,551	△129,386	△129,386	446,165	446,165
当中間期変動額								
中間純損失					△256,233	△256,233	△256,233	△256,233
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△256,233	△256,233	△256,233	△256,233
当中間期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	△385,619	△385,619	189,932	189,932

重要な会計方針

第19期中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月 30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第19期中間会計期間末 (平成28年6月30日現在)
* 1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月 30日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)	
普通株式	39,000	-	-	39,000	
2. 配当に関する事項		該当事項はありません。			

(リース取引関係)

第19期中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月 30日

オペレーティング・リース取引は次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料
(借主側)

1年内	172,287	千円
1年超	235,537	千円
合 計	407,824	千円

(金融商品関係)

第19期中間会計期間末
(平成28年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。(単位:千円)

科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	502,169	502,169	-
未収委託者報酬	354,960	354,960	-
未収運用受託報酬	127,347	127,347	-
未収収益	201,626	201,626	-
資産計	1,186,102	1,186,102	-
未払手数料	111,958	111,958	-
未払委託調査費	172,325	172,325	-
その他未払金	74,474	74,474	-
未払費用	145,805	145,805	-
負債計	504,564	504,564	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間末
(平成28年6月30日現在)

重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第19期中間会計期間末
(平成28年6月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第19期中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月 30日

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	102,699千円
時の経過による調整額	604千円
当中間会計期間末残高	103,303千円

(セグメント情報等)

第19期中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月 30日

(セグメント情報)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	692,191	243,426	332,451	1,268,069

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
823,868	175,084	176,132	92,984	1,268,069

(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）	183,566	なし
BNPパリバインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク SA	176,132	なし
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネーデルラント・エヌ・ブイ	175,084	なし

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第19期中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月 30日

1株当たり純資産額 4,870円
1株当たり中間純損失 6,570円

1株当たり中間純損失の算定上の基礎
中間純損失 256,233千円
普通株主に帰属しない金額 —
普通株式に係る中間純損失 256,233千円
期中平均株式数 普通株式 39,000株

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第19期
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月 30日

当社は平成28年7月25日開催の取締役会及び臨時株主総会において、株主割当増資に関して次のとおり決議し、平成28年7月26日に払込が完了しました。

発行株式数 普通株式 50,000株
発行価額 1株につき10,000円
発行価額の総額 500,000千円
資本組入額 1株につき5,000円
資本組入額の総額 250,000千円
割当先 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA
資金の使途 運転資金

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

信託約款

追加型証券投資信託＜中国プラスA株ファンド＞ 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China」及び「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 原則として「BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

③ なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を除きます。）への投資は行いません。

③ 株式への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設げず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託＜中国プラスA株ファンド＞ 信託約款

【信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託】

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条及び第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的及び金額】

- 第2条 委託者は受益者のために利殖の目的をもって金300億円を上限に信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託の期間】

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成30年10月31日までとします。ただし、償還日が休業日の場合は翌営業日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割及び再分割】

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については300億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

- 第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額及び取得申込みの条件】

- 第12条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下、「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規

定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1口単位または1円単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 原則として、販売会社の営業日の午後3時までのお申込（販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該受付時間を過ぎてのご請求は翌営業日に受けたものとして取扱います。尚、取得申込日が別に定める海外市場休業日の場合には、お申込の受付は行いません。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。また、この信託契約締結前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、指定販売会社が受益者と結んだ別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、この信託の主要投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること及びすでに受けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。また委託者は投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、取得申込みの受け付けを制限することができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

- 第13条 受益者は、その自己に帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に對抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
イ. 為替手形

【投資の対象とする有価証券及び金融商品の指図範囲等】

- 第16条 委託者は、信託金を主として別に定める投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となつた新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 4. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
 5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
 6. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 7. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、第4号の証券及び第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項及び第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第23条、第27条、第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項及び第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条から第23条、第27条、第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
- 第19条 <削除>
- 第20条 <削除>
- 第21条 <削除>

【公社債の借入れ】

- 第22条 委託者は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超えることとなった場合には、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

【有価証券の貸付の指図及び範囲】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸し付けることの指図をすることができるものとします。
- ② 前項に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行なうものとします。

【信託業務の委託等】

- 第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混載寄託】

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等及び記載等の留保等】

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却及び再投資の指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

【資金の借入れ】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。但し、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年6月21日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用及び監査費用】

第33条 ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用等、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に関する租税、法定書類の作成費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用等及び当該各費用に係る消費税相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）、及び受託者の立て

替えた立替金の利息、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ② 委託者は、前項の諸費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。
- ③ 上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

【信託報酬の額及び支弁の方法】

第34条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の83の率（税抜き）を乗じて得た額とします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間の末日または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【信託契約の一部解約】

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位として、委託者または指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。原則として、販売会社の営業日の午後3時までの換金のご請求（販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日のご請求とします。当該受付時間を過ぎてのご請求は翌営業日に受けたものとして取扱います。尚、取得申込日が別に定める海外市場休業日の場合には、お申込の受付は行いません。

- ② 前項の規定にかかわらず、平成21年10月31日までは一部解約の実行の請求は、受け付けません。ただし、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等）は、次の事由により、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が別に定める所定の受付けにより前項の規定による一部解約の実行を請求することができます。
 - 1. 受益者が死亡したとき
 - 2. 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 - 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- ⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもつて行うものとします。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、この信託の主要投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の支払】

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第36条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、原則として第36条第1項の受益者の請求を受付けた解約請求受付日から起算して6営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、この信託の主要投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等により有価証券の売却(この投資信託の主要投資対象の投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金及び償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の払込みと支払に関する受託者の免責】

第40条 受託者は、収益分配金については第38条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【信託契約の解約】

第41条 また、委託者は信託期間中において、以下の第1号から第3号に該当した場合には受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められた場合。
 2. 信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下すこととなった場合。
 3. その他やむを得ない事情が発生した場合。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第1項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合及び信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間に

おいて存続します。

【委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任及び解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第47条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき、金融商品取引所等における取引の停止、この信託の主要投資対象である別に定める投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）、による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等または中国当局の規制等がある場合は、受託者と協議のうえ、第46条の規定にしたがい、信託期間を延長する場合があります。

② 委託者は、第4条の規定による信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を6ヵ月延長します。この場合において延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、平成25年5月1日までは日本経済新聞に掲載し、平成25年5月2日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

- ② 平成25年5月2日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付 則】

第1条 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年7月31日

委 託 者 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
受 託 者 三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 別に定める投資信託証券

約款12条第6項、第16条第1項、第36条第6項、第38条第4項、第49条第1項の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託証券をいいます。

外国籍投資信託 BNP PARIBAS FLEXI III Equity Greater China
追加型証券投資信託 BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2. 別に定める海外市場休業日

約款第12条第2項及び第36条第1項の「別に定める海外市場休業日」は次のものをいいます。

ルクセンブルクの銀行休業日
香港証券取引所の休業日
上海証券取引所の休業日
深セン証券取引所の休業日